

## 第63回滋賀県薬事審議会 議事概要

### ●日時

平成26年12月11日(木) 14:00～16:00

### ●会場

滋賀県大津合同庁舎 7-A会議室

### ●出席委員

一川暢宏 委員、赤路健一 委員、越智眞一 委員、寺田智祐 委員、大原整 委員、竹本京子 委員、大橋淳一 委員、大橋茂樹 委員、大原克彦 委員、大原真理子 委員、尾崎恵美子 委員、前川貴司 委員

### ●欠席委員

清水房枝 委員、西山順子 委員、藤原麻美 委員

### ●事務局

中井健康医療福祉部次長、岡本薬務感染症対策課長  
薬務感染症対策課:市田参事、中村副参事、横山副主幹  
障害福祉課:丸山参事

### ●会議次第

審査事項

(1)危険ドラッグ対策について

(2)滋賀県薬局開設等許可審査基準および指導基準について

### ●発言要旨

### 議題 危険ドラッグ対策について

#### 事務局から資料1から4について説明

議長:

ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

委員:

文言の説明で抜けているのかわからないですが第11の(6)の情を知ってというのは抜けているのですか。

事務局:

抜けているのではなく、こういう言い方をすることで、実際使っているということをはっきりと知った上でそれにもかかわらず使うということでこういう言い方をします。法規担当と話をしたところこういう言い方をするということです。

委員:

この条例ができて非常にいいことで歯止めになると思いますが、自分が栽培をしたり購入をしたりということを抑止するという効果があるかと思うんですが、いったいだれがどういう方向で告発す

るといいでしょうか、だれが発見してどこに知らせたらいいか、あいまいではないかと、警察官に、警察にその権限を付与するというようになっておりますけれども、いったいどういうふうにすればよいか。たとえば、医療機関の場合、発作というか、錯乱状態で救急に運ばれた場合には明らかにわかるわけなんですけれども、多くの薬剤の依存者というのは、われわれ一般外来にお見えになって、やはり、何かわれわれに何かおかしいという印象を与えられる、それだけで、われわれが通報してよいものかどうか、そのあたりの解釈が、スタートラインがどこになるかということをお教えいただきたいんですが。

事務局：

私もあまり詳しくはないんですけれども、明らかに中毒性の精神症状が明らかな場合については、精神保健福祉法に基づく通報という形で、こちらで対応するということになると思いますが、状況がはっきりわからない、それらしいというような場合については、なかなか難しい問題があるかと思いますが、ドクターにちょっと判断をお願いしてですね、判断していただいて、個人情報等の問題もあるかと思いますが、対応というように思っております。うまく説明ができませんけれども。

委員：

認知症とかそのあたりでも、公安委員会に、この方は認知症の疑いがあるという通報を本人の承諾を得ることなくすることができるんですね、してもよいというそういう言い方になっていると、しなければならぬと。こういう危険なドラッグで他の人に危害を与えて、部外の人がかげを負い、生命の危険にさらされるような、未然に防いでいく必要があるので、そのあたりのわれわれのアクションというのを、それに対する受け皿というものを、やっぱり何か検討しておく必要があるんじゃないかと思うんです。

先ほど、他のドラッグはというふうに言いましたけれど、やはり脂汗をかいているとか注射痕があるとか、そういう鼻をさわるとかそういう特有の症状があります。われわれ普通に話をしてもそういうのを敏感に感じてやっているの、それをうまいこと受け止めていかれる何か方法、いくら通報してもどこも動かないというのでは全く意味がないわけです。児童虐待のことについても同じようなことがずっと言われた時期があります。児相が動けない、警察が動けない、それで子供が死んじゃったという、そういうような悲しい事例があります。この脱法ドラッグ、危険ドラッグについても、できるだけ早期に内部資料だけでも蓄積するような体制というものを作って、いざとなった時にうまく動けるような体制作りというものが必要なんじゃないかと、それをどこがやるかを検討していただきたい。警察がやるのか県がやるのか国がやるのか、そういうような体制作りが必要じゃないかと思えます。

事務局：

ありがとうございます。今の問題ですね、いろんな連携だとか通報を含めて、いろんな連携必要です。ここの条例にはそこまでうまく書ききれてないんですけれど、ご指摘いただきますように、精神保健福祉法とのからみも当然出てきますので、条例制定の際にきちんと整理をするよう進めさせていただくということで、また細かな点について、ご相談させていただくと、そういう場合もありますので、その節はよろしくお願ひしたいと思えます。

議長：

よろしいでしょうか。本件に関して先行している自治体がありますよね。東京都とか。そういったところで何か対策としてとられている例というのはあるのでしょうか。

事務局：

すでに先ほどお話しさせていただきましたように、9つの自治体で条例制定されてます。ただ、その条例を拝見すると、すべてが薬物の規制、要は売らせない、使わせないの規制がメインとなっております。今回、法の改正により、乱用であるとか依存症の支援の部分は受けておられるんですが、そういったところの無い条例が他の都道府県の条例です。私どもは滋賀県独自のと先ほど説明いたしました。その部分を今回盛り込んだということで、そういう意味では初めてなのかなと思っております。

議長：

わかりました。ありがとうございます。その他、委員の皆さんその他ございますでしょうか。

委員：

知事指定薬物の指定の方法ですね。第9章の1の1、2かに滋賀県指定薬物審査会で指定するというようなことが書かれておりますが、実際改正薬事法で、検査販売等停止を命ぜられた物品というのは法律で決められるけれども、それとは別に県で独自に指定ができるということですが、実際に本当にこれは精神に影響があってそれは化学構造としてこういうものと特定されるということになったときに本当に国の法律と県の審査会とのスピード感というのが、本当に県で独自にやってる方がスピード感があるのかどうかというところが少し疑問に思うんですけれども、その点どういうふうな対応もってスピード感もって県独自に指定ができるのかというところの具体をちょっと教えていただけますか。

事務局：

大臣指定薬物の関係になるんですけれども、まずは通常ですね、毒性があるものがわかれば、わかった段階で指定に向けて作業するんですけど、毒性があるか判断するのは国の医薬品食品衛生研究所ですとか一部の自治体だけしか判定できないということになっておりますので、通常自治体で見つかったときには国の方にもその情報が出されます。それで国は指定に向けて動くんですけど、検査ができる自治体でその情報があったときに、たとえば滋賀県でその情報を頂いたときに県でも知事指定薬物として指定していくと。国が指定するまでの時間と県が指定するまでの時間でみますと国が指定するまでの時間がかかるということですので、国が指定されるまでに県が指定をして、毒物があるとわかってから実際販売店では指定されるまでに売りさばくということが行われますので、それを押さえにかかるとというのが知事指定薬物でございます。そういう形でタイムラグの部分を押さえるというのが一番と考えております。できる自治体から情報を頂いたものを基に、そのデータを元に審査会で評価をしていただいて知事指定薬物としていくことを考えております。

議長：

ありがとうございました。国と連携するけれどもその部分でタイムラグを埋めていくというお答

えでした。よろしいでしょうか。

今日頂いた資料で県民への啓発推進というのは県でもうたっておられると思うんですけれども、委員会の方で出てます(2)の①ですけれども横浜市が実施したものを県が参考にしてほしいというようなご意見が出ているんですけれども具体的にはどういう活動が行われているんでしょうか。

委員：

今年度政令指定都市で政令指定都市の薬剤師会が危険ドラッグに対する啓発活動を行ったんですが、横浜市については横浜市と横浜市の薬剤師会、医師会と横浜には薬科大学があって、3者が主催で薬物乱用防止キャンペーン実行委員会というものを作って、後援に県警とか歯科医師会、新聞社テレビとか入って頂いてイベントをされたと。その中にはもちろん音楽隊のイベントとかそういうのもありましたけれども麻薬探知犬なんかも使って実際にこんなふう探すんですよというようなこととか、あと講演ですね、プロバスケットボールチームとかも呼んできて啓発活動の一環としてされたということです。

議長：

この中で薬剤師会さん中心で、行政とか大学、協力してこういったことも試みとしては考えて頂けるといえることでしょうか。

事務局：

今のご意見は、10月14日の県の検討会の時に薬剤師会さんの方から頂いたものでございました。これを踏まえまして私どもも薬物乱用、危険ドラッグを含む総じて薬物乱用につきましては若年層やはり若い方の啓発というのが非常に必要だということも改めて認識しましたので県薬剤師会そして私ども行政と大学というところで連携を図りながらそういったところも工夫した啓発を今後進めていきたいと考えております。

議長：

その他ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは意見がないようですので、滋賀県薬物濫用防止に関する条例案につきまして概略を確認いただいたものといいたします。今後の手続き等について事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局：

本日も確認頂きました滋賀県薬物濫用防止に関する条例要綱案ですけれども、今後は県民政策コメント、いわゆるパブリックコメントですけれどもこれを実施してその後条例として県議会の方に提案するという予定をしております。

議長：

時期的にはどのくらいを考えておられるんですか。これを動かせる。

事務局：

資料3の方に一番最後のページになりますけれども、その他になります事務局の思いとしまし

ては平成27年の4月1日からということで書かせて頂いております。これはあくまでも議会の承認を得てということになりますので、まず議会で承認を得られれば4月1日施行というふうに思っております。

議長：

ありがとうございます。

一番目の審議事項ですけれども皆さんよろしいでしょうか。

それでは次に、審議事項の2番に入りたいと思います。「滋賀県の薬局開設の許可等許可審査基準および指導基準について」、事務局の説明をお願いいたします。

### **議題 滋賀県薬局開設等許可審査基準および指導基準について 事務局から資料5、6について説明**

議長：

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、ご質問、ご意見などがありましたら、お願いします。

特にご意見ございませんようでしたら、議決の方に入りたいと思います。「滋賀県薬局開設等審査基準および指導基準」につきまして、案のとおり改正することとしてよろしいでしょうか、御異議がないようですので、改正して差し支えないものとさせていただきます。これからの手続関係について事務局から説明されますでしょうか。

事務局：

このあとこの改正内容につきまして、関係各所に通知等で連絡いたしまして、ホームページに掲載させていただいて、多くの方に見ていただけるような状態にする予定です。

議長：

ありがとうございました。以上で本日予定しておりました議題については終了となりますけれども、この会全体を通じて何かご意見やご質問がありましたらお願いしたいと思います。

委員：

先ほどの危険ドラッグですが、一番大事なことはたぶん啓発活動、使わせない、そういう教育をしていくことが一番大事だと。それが医療関係者、薬剤師も中心になってがんばらないといけないと思っていますが、やはり常に薬物の危険性を訴えるという意味では、いろんなイベントとかそういうのもかなり有効だと思っています。滋賀県でも同じような形で、できれば、滋賀県にも立命館大学薬学部もございますので、できれば滋賀県全体でそういうイベントをやっていきたい。最初は小さな啓発活動からできるようにしていきたいなと現在考えているんですけれども。そういった部分での県の考えとか、各種団体にご協力頂けるところの啓発活動についてお聞きしたい。

事務局：

啓発活動についてですが、県の方では「ダメ。ゼッタイ。」キャンペーンというのを6月、7月に、あるいは秋に薬物乱用防止推進大会を開催しています。こうしたことも含めて、啓発を我々も連携を

とりながら積極的にやっていければと考えております。特におっしゃったように若者というのを対象に取り組んでいくというのを考えておりますので、県内の大学とも密接に連携を図って、そうした啓発が進められればと考えております。

議長：

ありがとうございました。大学の方もできる限り協力するという形で進めたいということですね。そのほかに、全体を通じてでも結構ですので、何かありますでしょうか。

委員：

団体等で講師をお願いする場合に、どちらを通じてどのようにさせていただければよろしいでしょうか。たとえば危険ドラッグの講演。

委員：

講演の中身によって、薬剤師会でできる講演と医師会やそのほかをお願いしないといけない講演とに分かれると思っております。啓発活動、使わせないためのものであれば薬剤師会でもできますが、実際の症状とかということになりますと、医師会の先生方をお願いすることになると思います。中身によって変わります。

事務局：

私どもにご相談していただければ、どういう方をご紹介できるか。

議長：

県が窓口になるということですので、よろしく願いいたします。  
そのほかございますでしょうか。

委員：

危険ドラッグの件ですが、今、ジャーナリズムをはじめ有名人がいわゆる脱法ドラッグといわれてきたものの濫用者がいると。強調されているのは、精神面の障害ばかりが強調されているんですが、健康面、代謝であるとか、そういう面での障害というのはあるんでしょうか。それがもしこういうものが、危険ドラッグは非常に多岐にわたっているので、いろんな作用があって、一口ではいいにくいとは思いますが。肝臓をやられやすいということであれば、全身に倦怠感がくるはずですね。そういうものを主訴として診療所にかかられるということもあると思うんですね。早期発見、まあかなり進んでないとそういう症状も出てこないかもしれませんが、そういうことが分かれば発見につながっていくと思うんですね。別に告発することに意味があるというわけではありませんが、一つ一つつぶしていくということからいえば、どういう症状が出てくるというデータがあれば教えていただきたいんですが。難しい質問ですが。何とか切り口がほしいんですね、我々現場は。精神医療のところでは結果は見ておられるわけですから、警察であったり救急の場合は、結果を見て逆にこうだった、こうだったといっているわけですが、その過程を見ている立場にいますと、民生委員さんだったりすると、あの人は変わり者だとか、あそこは変なおいがするとか、そういうものでつかまえていかないと、これは無くならない。よく知りませんが、比較的安価で手に入るんでしょう。そうすると青少年やりますよね。この頃は空き家もありますから、そういうところにたむろして、やっ

ていると。何か糸口を集めていただいて、我々に教えていただきたいと思います。

委員：

若者の依存の傾向といいますか、埼玉県立の精神科の医者が言われているのが、自分の自己評価が低いということ。自分に自信が持てないと、人が信じられなくなるという傾向があると思います。本音を言わない、見捨てられる不安が強いということ、孤独でさみしいということ。それから自分を大切にできないということがかなり大きな原因ではないか。いつも誰か見てくれるよということがあれば、かなり抑止効果になるらしいのですが、誰も見ていてくれないということが 20 代の乱用の最初のところだということですけども。

委員：

マリファナとかLSDを集団でやるという事例はあまりないのですか。脱法ドラッグは一人でやるんですか。

事務局：

先ほどおっしゃっていただいたように、まず、ものすごく入手しやすい。たとえば覚醒剤やマリファナというのは、ある程度組織だったものがあるんですけども、今や、場合によっては自販機で買えるような、場合によったら数千円で買えるような状況ですので、一個人が、「大丈夫なんだから、違法ではないんだから」ということで、その辺の考え方で買えるような状況ですので、覚醒剤やマリファナのような組織だったものではないというのがまたやっかいなところですよ。

先ほど治療の観点からおっしゃっていただいたんですが、覚醒剤やそういうものは、ある程度薬理作用とか治療とか精神的な治療もそうなんですけど、この違法ドラッグは、まず覚醒剤のような興奮作用を持つ部分の一つです。これはアッパー系といいます。もう一つは、大麻のような陶酔感を出させるもの、これはダウナー系といわれるものです。そこへ、幻覚作用を示すようなものまで入っています。いろいろなものが混ざりに混ざって、何がなにやら分からないということで治療もなかなかうまく進まないということが言われてますので、今までのような薬物乱用の対象となるような覚醒剤などは、ちょっと気質が違ったものですので、ご心配していただいたような治療面、医療面からのアプローチがなかなかできないというのが現状だと聞いております。

委員：

特定の臓器への障害、覚醒剤だと歯がやられるように、歯科を巻き込むとある程度見つかったりするだろうと思いますし、注射するのはこういうところに注射痕がある。そういう糸口があるんですね。だから危険ドラッグの人だとこういうところをやられることが多いというようなデータがあれば教えていただきたいということです。精神面だとその時しか分からないと思うんですね。十年、二十年の経過で見ると、だんだん人格が崩壊していていると思うんですけども、何もなかったら、しごくまともな反応ですので。精神面からのアプローチには無理がある。だから、身体的な、たとえば血液検査で分かるとか、日頃の運動能力が落ちているとか、そういうデータがあれば教えていただきたいというのが、先ほどの質問の要旨です。

事務局：

今の指定薬物も 1,429 物質ほどですが、それぞれいろいろな系統の薬物がある中で、それが肝

臓にどのような作用があるかとか、なかなかそれは今のところは。今後その辺の情報があれば、入手して役立てて頂けるかと。その時期は早くきてほしいというのが私どもの思いです。

事務局：

専門家ではありませんので詳しいことは分かりませんが、新聞報道での内容ですが、危険ドラッグの中毒で救急救命センターに搬送されてきた人の 10 パーセントに腎不全を引き起こす横紋筋融解症の症状が見られたという調査結果があるということです。これも非常に高い数字で薬物だということで。そういう調査結果もございます。

委員：

滋賀県で、病院に搬送されたというのを、どれくらい把握されているのか。それと、そもそも若者には限らないけれどもそういう人々を作り出している世の中が悪いということになってくると、この薬事審議会ではなく、行政横断的にもっと大きな問題としてとらえるような方向で考えたり取り組みをしたりと歩み寄る一步を歩み出してもよいところはあるんでしょうか。

事務局：

消防庁が調査した結果がありまして、県内で、ここ最近の話ですが、平成 21 年度からの調査がまとめられています。滋賀県では、救急搬送した人数は 18 人、実際の数かどうかは分かりませんが、まとめられた数字としてはございます。全国的には、4月から6月の間で 651 人が病院へ搬送されているということでございます。

事務局：

もっと大きな枠組みでいうことですが、資料1をご覧ください。一番右の下に書いてございますが、予定しています条例案の中に滋賀県薬物濫用対策推進協議会の設置ということがございます。内容ですが、危険ドラッグの啓発、規制というようなことに対しまして、国、県、患者、家族、関係団体で構成されるということにして、今までより広くいろいろなところでいろいろな場面を想定した協議会を設置して、対策を推進していくということも、今後はやっていきたいと思っております。行政だけではなく、本日お集まりの関係団体の皆さんも含めて進めていきたいと思っております。

委員：

広くということであれば、麻薬の撲滅であるとか、喫煙対策を学校でやっていますね、小学校、中学校。麻薬に類するものだと強引に言っていたら、教育委員会を巻き込んでいただいて、学校保健委員会であるとか、そういう場で言っていたらと。へたすると危険ドラッグというものがあるんだということを知らせた子供たちに興味を持たせてしまうという逆効果があるかもしれませんが、害をきちんと行って、してはならないということを教えていくという、教育委員会もその会に積極的に入っていただいてやっていく方がいいんじゃないでしょうか。

事務局：

薬物の乱用防止につきましては、従来から教育委員会や学校も実施しているところですが、この危険ドラッグにつきましても、教育委員会と連携しまして、私どもから学校に出向いて、授業の中で啓発を含めて、授業の一環でご説明させていただくとアナウンスをさせていただきますので、そ



それを広めるということで教育委員会とは引き続き連携強化ということが必要と思っておりますし、その取組はさせていただきたいと思っております。

委員：

ぜひ、横のつながりで。

委員：

学校の中での啓発活動というのは、だいたい高校で85パーセントくらい、年1回ですがされています。15パーセントくらいができていないというところで、100%目指してやりましょうよという話を以前からさせていただいているところで、ただ年1回でよいのかというところもありますが、最低でも年1回はやりましょうということで、高校、中学でそういう活動は少しずつですが。

委員：

大切なことは、そういうことを生徒たちを集めて話をする、話を聞きにきている人たちはしないんですよ。不登校であるとか、年を追うほど多くなっていきますから、確実にきている小学校とか、中学校も1年生くらいの時にやらないと効果はない。高校になって、まじめな子だけに危険ドラッグはだめですといっても意味ないです。これからやろうかと思うやつに、これは怖いぞと言ってやらないと。その子たちが学校にきているチャンスをすばやくつかんで話をしなさいと伝わらない。そう思います。

委員：

麻薬撲滅運動で、県の方でいつも配布する資料の中にボールペンを入れていただいていますね。あれは、滋賀県独自で作られているものですね。近畿で、うちと一緒にこういうものを配っているよと言った時に、よその県から非常にうらやましがられて、パンフレットだけを配るとあまり受け取ってもらえないんですが、ボールペン1本でも渡せると、家にいるおじいさん、おばあさんになります。お孫さんにちゃんと言ってよ。今おっしゃったことですが、不登校で家にいる子と僕らよく出会うんです。逆にそういう話の中で、もし予算がボールペンそんなに予算がかかるものではないので、私も資料100に対してボールペン4、5本くらいしか配れなかったんですが、もし予算の中でしてもらえるのであれば、割と安い予算の中でできるんじゃないかと。他府県も滋賀県だけの独自だということで非常にうらやましがられてたので、そこまでしていただいているのであれば、効果があるように。来年からは、うちもうちちょっと取り組んでいきたいと思っておりますので。作っていただければありがたいなと思います。非常に効果はあります。

事務局：

ボールペンの話が出ましたが、私どもの方で作っております。ダメゼッタイキャンペーンの街頭啓発の時に配っているものでございます。不登校等の件ですが、県内には少年センターがありまして、県内16か所です。そういうところで取り組んでいただいておりますので、連携を図りながらやっていきたいと思っております。

議長：

薬学の方でも、危ない薬物は当然ですが、薬自体の教育を若年層から、小学生とかやっていか

ないといけないという流れがありまして、またそれも踏まえて、危険ドラッグ等も踏まえて初等教育していくことが非常に大事だと思っております。

他にございますでしょうか。

委員：

若年層の教育ですが、今一番見るのはネットだと思います。ネットの媒体を使いながら伝えていくことを考えられた方がよいのではないのかなと。学校で受ける、親から受けるよりも、真っ先にネットではないでしょうか、今の子供たちの世界は、という感覚もするんですが。何かそこを考えられないのかなという気がします。

事務局：

ありがとうございます。一つの手法の話だと思いますので、より効果的な方法ということも条例の制定に含まれていると理解しておりますので、そういうことも御相談させていただきながら進めてまいりたいと思っております。

議長：

各委員の皆様には、特に危険ドラッグに関しまして活発なご発言ありがとうございました。

県の方におかれましては、委員会で出されました意見、要望などを十分に踏まえ、薬務行政に反映させるよう要望しておきます。

それでは、これで本日の議題は、全て終了しました。長時間にわたり議事運営について、ご協力いただきありがとうございました。